

盛岡市立向中野児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立向中野児童センター
- (2) 位 置 盛岡市向中野五丁目10番70号
- (3) 制度導入の種別 新規
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・新規、再指定の別 新規

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター及び障がい者支援施設等の管理運営を行っている。（令和4年度）

3 指定までの経過

令和4年7月13日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
同日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月21日	申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
8月1日～8月30日	公募期間
9月29日	審査の実施
12月22日	指定の議決
12月23日	指定・告示

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉事業団	708.8点	429.1点	60.5%	17,338,000円	17,338,000円
2	A		295.3点	41.7%		17,338,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

それぞれがこれまでの活動の中で培った得意分野を盛り込んだ提案がなされていた。

その中で、指定管理者候補者となった団体は、事業展開の具体性がある提案がなされており、立地環境を踏まえた安全対策の意識を持っている点や、地域に密着した管理運営が期待できる点が高く評価された。

6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市PTA連合会事務局員 藤 原 泉
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信